

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、<u>専門看護師等手当</u>、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。</p> <p>(略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤</p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、特別看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。</p> <p>(略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤</p>

務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、特別看護業務手当及び臨床研修手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当、特別看護業務手当、専門看護師等手当及び臨床研修手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

(略)

(専門看護師等手当)

第18条の13 専門看護師等手当は、社団法人日本看護協会等による専門看護師、認定看護師又は特定看護師の認定を受けている看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）で、当該認定に係る看護分野の業務に従事するものに支給する。（新設）

- 2 前項の手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。（新設）

(1) 専門看護師の認定を受けている看護師等 8,000円

(2) 認定看護師又は特定看護師の認定を受けている看護師等 5,000円

- 3 前項各号のいずれにも該当する場合には、前項第1号の額のみを支給する。（新設）

- 4 専門看護師等手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該認定に係る看護分野の業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

(略)

附 則

務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、特別看護業務手当及び臨床研修手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当、特別看護業務手当及び臨床研修手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

(略)

(略)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

看護師の処遇改善のため、所要の改正を行うものである。